

第31回 農業委員会総会議事録

令和8年1月26日開会

中標津町農業委員会

令和8年1月26日、第31回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

2番 西 塚 知 也
3番 纓 坂 直 俊
5番 山 下 幸 枝
6番 助 口 明
7番 遠 藤 昭 男
8番 船 越 信 雄
9番 二 瓶 裕 貴
10番 横 田 千 秋
11番 長 谷 川 孝 二
13番 竹 村 聰
15番 後 藤 田 宏 幸
16番 中 村 正 生
17番 笠 原 康 博
18番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

1番 小 沼 大
4番 福 嶋 寿 顕
12番 田 中 洋 希
14番 瀧 本 和 男

附議した案件

- (イ) 議案第152号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第153号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ハ) 議案第154号 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
- (ニ) 議案第155号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- (ホ) 議案第156号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ト) 報告第32号 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (チ) 報告第33号 農地法第4条許可書の交付について
- (リ) 報告第34号 農地法第5条許可書の交付について

本日出席した職員

事務局長 杉 山 隆
事務局次長 葛 西 利 光
農地係長 吉 田 佳 弘
係 齋 藤 光 代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は14名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第31回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、私から一言ご挨拶申し上げます。
- 会長 1月ももう終わりに近いわけですけれども、改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。今年は午年ということで本当に駆け回る年かもしれませんけども、農業委員会は駆け回るんじやなくて、案件がなくて、牛の如くゆっくり食んでいればいいかなという期待をする訳ですけども、地域自体はいろんな経済含めて、地域の農家の皆さんのが飛躍できるような年になることを切に願いながら、実りの大きい秋を迎えますことを願いながら新年を迎えた訳でございます。
農業委員会につきまして、去年の農地パトロールなどで、地下資源を取つて黒墨でしたけれども、だいぶ需要は減ってきてるなど、いろいろ農家の皆さんも投資の方も落ち着いて、そういう掘るのはちょっと掘っても捌けないかなっていうことが出てきているようです。それがやっぱり地域のは私達の農地を守る上では非常に嬉しいことですけども、地域全体に及ぼす影響は何なのかなと、中標津町自体も明治の工場が計画別にできまして、今、工事が進んでるんですけども、明治乳業の大幅な改築、いろんな店の方も出店ということで、地下資源関係の骨材となるための掘る作業結構やっぱり今まで活発だったんですけども、それが全部落ち着いたときに、別の形で農地を掘り下げる事が落ち着くのかどうなのかっていうことも、今後皆さんも注意しながら見ていく必要があるのかなっていう感じがします。同時に、かなり無限ではありませんので、他の地域にどんどん出てくのかなということを、もしあったときには、そのときには止めるのかどうかも含めて、止められないんですけども、もうその資源として、その辺は町全体を含めて、協議することもあるかもしれませんので、あの各地の委員さんも、そういうことも注意深く見守っていただけだと思います。
農地の方も今経営かなり厳しい状態が続いてますけれども、できるだけ今のところは皆さん頑張っていただいて地域の皆さんに吸収していただいていただけてますけども、それがどうなるか各地区もいろんなまとまった面積が出てどうしようかって話も出てきますので、もう少しでも前向きな形のあの話が出ることを期待しながら、進んでいければと思います。
では今日町長ていただいてますので、一言あの中間管理機構についてちょっとお話をさせていただきますけども、中間管理事業の方が始まって、去年4月からスタートして、もう少しでもう1年過ぎるんですけども、公社でやらなくちゃならん業務を農業委員会の事務局がやってるっていうことが続いておりますので、委託を受けた町がそれを放つておいていいのかなっていうことをやっぱりこの場を借りて疑問を

投げかけておきたいと思います。事務的なものはこのままでいくんであれば人数的にも、事務職員の増員も含めて検討するのが筋かなっていう感じはしますので、その点お願いしたいと思います。

今年は農業委員会も最後の後半年ということになりました。各委員さんの今までのご苦労本当に大変だったなと思いますし、これからまだ引き継ぎもありますし、ずっと続けていただける委員さんもいっぱいいると思いますので、価格の動向についても慎重に引き継ぎながら、スムーズに出来ますことを、年頭において続けていただければと思いますので、その点もよろしくお願ひいたします。あとこれから良い年になることを、地域全体が発展して盛り上がっていくことを祈念して、私の方から挨拶とさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、町長の出席をいただいておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

町 長 1月も後半になりますしばらくたっておりますけれども、初めての方もたくさんいらっしゃいますので、本年もよろしくお願ひいたします。あけましておめでとうございます。令和8年最初の農業委員会の総会ということで、開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。年末年始は、割と気温が低かった割には穏やかに過ごしまして、天候も荒れることありませんでした。委員の皆様におかれましては、平穡の中で新年を迎えたことと存じ上げます。また皆様におかれましては、日頃より農地利用の最適化をめざして、優良農地の保全、新たな担い手の確保など、農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のために、大変多忙な合間を縫って、日夜ご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。昨年は、中標津町における農業の振興と持続可能な地域づくりを目指して、多くの努力を重ねてまいりましたが、国内外を取り巻く厳しい環境に翻弄される一年でもあったと言えます。飼料や肥料、燃料価格の高止まりは今なお続いている訳でございまして、当町の基幹産業である酪農を中心とする、農業の生産性向上や経営基盤の安定化に向けて、適切に今後も対応してまいります。本年7月は農業委員の改選を予定しておりますが、残り半年というところでございますけども、この節目を迎えるにあたりまして、農業委員という、地域農家の皆様の声をより的確に反映する重要な職責でございますので、農業委員会がさらに充実するよう、新体制となりますよう準備を進めてまいりたいと考えております。今後も、農家の皆様の課題解決と地域農業の発展に向けて、力強いサポートの提供について引き続きご尽力を賜ります。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。結びに、本年が中標津町農業委員会の皆様にとりまして、健康で実り多い一年となりますよう、心からお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

議 長 町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。

……………（町長退席後）……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1 「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

2番、西塚知也委員。3番、纏坂直俊委員。以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 12月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。1月13日、北海道農業者年金協議会主催によります、令和7年度農業者年金協議会代議員等研修会が中標津町総合文化会館で開催され、本町からは代議員5名、農業委員8名、事務局3名、合わせて16名が出席しております。「農業者年金制度の現状について」、「新制度の農業者年金について」など、北海道農業会議の担当者より説明を受けました。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第152号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案152号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。この案件につきましては、議案第153号(3)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、新たな近隣農家に借主を変更するため、期間内解約するものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程4、議案第153号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。

(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第153号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1)について説明いたします。4ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から9は議案記載のとおりです。10、見取図については、6ページのとおりです。この案件につきましては、○○○○が買い入れした農地を、あっせん協議において決定した借主に貸貸借すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等各要件を満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第153号(2)について説明いたします。7ページをお開きください。

譲渡人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

譲受人、札幌市○○○○○、○○○○。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は9ページのとおりです。

この案件につきましては、○○氏の離農に伴い、所有農地を農地売買等事業により農地中間管理機構である○○○○が買い入れするものです。

別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第153号(3)について説明いたします。10ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、11ページのとおりです。この案件につきましては、農地中間管理機構である〇〇〇〇が買い入れした農地を借主を変更して再度、賃貸借の設定をするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程5、報告第32号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第32号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1)について説明いたします。19ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名

中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。7、完了検査につきましては、令和7年12月23日に工事完了の報告を受けておりますが、積雪のため現地調査をせず、12月24日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)から(5)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第20号(2)から(5)について説明いたします。20ページをお開きください。

（2） 1、届出人の住所、氏名
中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。7、完了検査年月日につきましては、令和7年12月19日に工事完了の報告を受けておりましたが、積雪のため現地調査をせず、令和7年12月24日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。21ページをお開きください。

（3） 1、届出人の住所、氏名
中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。7、完了検査年月日につきましては、令和7年12月22日に工事完了の報告を受けておりましたが、積雪のため現地調査をせず、12月24日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。22ページをお開きください。

（4） 1、届出人の住所、氏名
中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。7、完了検査年月日につきましては、令和7年12月22日に工事完了の報告を受けておりましたが、積雪のため現地調査をせず、12月24日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。23ページをお開きください。

（5） 1、届出人の住所、氏名
2から6は議案記載のとおりです。7、完了検査につきましては、令和7年12月22日に工事完了の報告を受けておりましたが、積雪のため現地調査をせず、12月24日に完了報告の写真にて確認したところです。なお、現地については雪解け後に再確認する予定です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、報告第33号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

（挙手あり） 農地係長。

農地係長 報告第33号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。25ページをお開きください。

許可日。令和7年11月25日付。

（1） 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町○○○○○、○○○○。

2から3は議案記載のとおりです。以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ちります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程7、報告第34号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第34号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。27ページをお開きください。

許可日。令和7年11月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から3は議案記載のとおりです。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ちります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、議案154号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」を上程いたします。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局次長。

事務局次長 上程になりました議案第154号「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」提案理由のご説明を申しあげます。議案の13ページをお開きください。

この件につきましては、農業委員会等に関する法律第17条において「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされておりますが、農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村の農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる」とされております。「農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている」とされる基準につきましては、同法施行令において定められており、「当該市町村の区域

内の農地の遊休農地率が1パーセント以下」であり、かつ、「当該市町村の区域内の農地の担い手への集積率が70パーセント以上」とされてございます。また、農林水産大臣は、上記のいずれにも該当する市町村を公告しなければならないとされており、中標津町農業委員会においては、平成28年10月17日付け農林水産省告示第2047号により該当する市町村である旨の告示がされており、以降、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度等が図られていることから、農地利用最適化推進委員の委嘱はしないことと決定して参りました。

直近における実績としましても、「遊休農地率1パーセント以下であること」且つ「農地の担い手への集積率が70パーセント以上であること」の基準を引き続き満たしていることから、令和8年7月20日から令和11年7月19日の任期においても、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり採決されました。

日程9、議案155号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第155号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案理由のご説明を申しあげます。15ページをお開きください。

この件につきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことが確認されたところであります。この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年12月18日付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実施について依頼があったことから、令和2年1月24日開催の第31回総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択したところであります。北海道農業会議からの依頼において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上の同様の取り組みが求められていることから、令和7年度におきましても、本総会におきまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択するものです。

(農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読)
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり採決されました。
日程10、議案第156号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第156号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。17ページをお開きください。令和7年度分といたしまして〇〇〇〇、〇〇〇〇、以上2件の提出がありました。令和7年12月12日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第31回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時09分)